毛呂山町広報紙有料広告掲載に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、毛呂山町有料広告掲載等実施要綱（平成２０年毛呂山町告示第１０５号。以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、毛呂山町が編集発行する広報紙に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の申込み）

第２条　広告の掲載をしようとする者は、広報もろやま発行月の前々月末日までに町長に申し込まなければならない。

（広告の枠数、位置、規格及び掲載料）

第３条　広告の枠数は、広報紙のページ数に応じて決定する。

２　広告の位置、規格及び掲載料については、別表のとおりとし、広告欄の印刷は２色以内とする。

（広告掲載の基準）

第４条　広告は、町民生活に関連したもので、広告掲載要綱に沿ったものとし、広告のデザイン内容などは、広報もろやまのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

２　掲載する広告の掲載位置等の決定については町が行うものとする。

（広告の掲載回数）

第５条　広告の掲載回数は毎月発行される広報紙を１回単位とし、１度の申し込みで最長１２回まで掲載することができる。ただし、年度を超えることができない。

（広告の掲載期間）

第６条　広告掲載期間は１か月単位とする。

（広告掲載希望者の募集）

第７条　広告への掲載を希望する者の募集は、町ホームページ又は広報もろやま等により行うものとする。

（所管課）

第８条　広報もろやまの広告掲載に係る事務の所管課は、秘書広報課とする。

（その他）

第９条　この要領の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２０年１０月１日から施行する。

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

この要領は、令和２年５月１日から施行する。

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 位置 | 区分（規格） | 掲載料 |
| 表紙、裏表紙を除く下段 | １段（横１７．８cm×縦４.８cm） | １回につき  ２０,０００円 |
| １段の２分の１（横８.９cm×縦４.８cm） | １回につき  １０,０００円 |
| 表紙、裏表紙を除く | 全面（横２１cm×縦２９．７cm） | １回につき  １００,０００円 |
| 裏表紙 | 全面（横２１cm×縦２９．７cm） | １回につき  １５０,０００円 |

※　町ホームページの広報もろやま（ＰＤＦ形式）では、広告の掲載は行わない。